

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【公開番号】特開2017-183082(P2017-183082A)

【公開日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2016-68546(P2016-68546)

【国際特許分類】

H 01 M	4/62	(2006.01)
H 01 G	11/38	(2013.01)
H 01 G	11/28	(2013.01)
H 01 G	11/70	(2013.01)
H 01 M	4/13	(2010.01)
H 01 M	4/66	(2006.01)
H 01 G	11/26	(2013.01)

【F I】

H 01 M	4/62	Z
H 01 G	11/38	
H 01 G	11/28	
H 01 G	11/70	
H 01 M	4/13	
H 01 M	4/66	A
H 01 G	11/26	

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月19日(2018.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

活物質層を有する電極を備え、

前記活物質層は、活物質とバインダとを含み、

前記バインダは、結晶化度が38%以下のフッ素樹脂を含む、蓄電素子。

【請求項2】

前記フッ素樹脂は、ポリフッ化ビニリデンである、請求項1に記載の蓄電素子。

【請求項3】

前記電極は、電極基材と、該電極基材に重ねられ導電助剤を含む導電層と、該導電層に重ねられた前記活物質層とを有する、請求項1又は2に記載の蓄電素子。

【請求項4】

前記導電層の表面であって前記活物質層と重なった表面の表面粗さRaは、0.2μm以上0.7μm以下である、請求項3に記載の蓄電素子。

【請求項5】

前記電極は、電極基材と、該電極基材に重ねられた前記活物質層とを有し、

前記電極基材の表面であって前記活物質層と重なった表面の表面粗さRaは、0.2μm以上0.7μm以下である、請求項1又は2に記載の蓄電素子。